

データをめぐる国際情勢

経済産業省商務情報政策局長

平井 裕秀
ひろし ひろひろ



デジタル技術の急速な進展は、経済・社会に大きな変化をもたらしてきた。そして、目下の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が、その流れに一段と拍車をかけている。ウイズコロナといわれる時代に、接触機会の低減、感染の予測や早期検知などにより感染拡大を防止しつつ、経済成長を実現するためには、デジタル技術の活用が不可欠であり、「データ」はこれらの技術がその真価を発揮するための鍵である。新型コロナウイルスの感染拡大の以前から、データの流通と活用については国際的な関心が高まっていたが、これからの新たな生活様式、経済発展の実現には、いよいよ避けて通れない課題となっている。

DDFFTの実現に向けて

過去、データの流通というものを考えた場合には、自由にデータが国境を越えてやりと

りされ、その利用によってあらゆる国・地域が経済成長や社会課題解決を実現する、このような世界が理想として掲げられ、政策検討が行われてきた。しかし、足元に目を向ければ、自国データの囲い込みなどのデジタル保護主義が年々その色を濃くしており、世界は分断に向かっているようにも思われる。こうした情勢に歯止めをかけるべく、「信頼」を基盤として、改めてデータの自由な流通の実現を目指したのが、2019年のG20において日本が提唱したDDFFT^{注1}である。そして、日本で開催されたG20の後、DDFFTの実現に向けた各種の取り組みを進めている。

基盤整備の軸 ↳ 通商ルール、個人情報保護

DDFFT実現の大きな軸となるのが、データの越境移転の制限の禁止や、データ・ロー

カライゼーション要求の禁止などを原則とする、通商ルールの整備であり、バイ(2国間)／プルリ(複数国間)での取り組みが進展している。WTOでは、2019年6月のG20大阪サミットに合わせて「デジタル経済に関する大阪宣言」を発売した後、2020年12月時点で、世界貿易の90%以上を占める86カ国の参加のもと、次の交渉段階の基礎となる統合交渉テキストが作成され、交渉のさらなる加速を目指すこととなっている。また、同年においては1月、日米貿易協定が発効、10月には日英EPAの署名(2021年1月1日発効)、そして11月には、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定としてRCEPの署名が行われ、いずれも電子商取引に関するルールが盛り込まれた。

こうした動きはデータの自由な流通を可能とする基盤となるものだが、この基盤の上で、

(注1) DDFFT: Data Free Flow with Trust(信頼性ある自由なデータ流通)

信頼確保の枠組み構築も必要となる。中でも大きな要素となるのが個人情報保護であり、2019年に欧州GDPR（一般データ保護規制）の十分性認定^{注2}を受けた後、個人情報保護委員会を中心として、各国個人情報保護法のベースとなつているOECDプライバシーガイドラインのレビュー、ガバメントアクセス等の新たな論点の整理に関する議論が継続されているほか、APEC CBPRシステムの利用促進などの取り組みが行われている。信頼性のある自由なデータ流通を可能とする制度整備はまだまだ道半ばであり、引き続き国際的な連携を進めていく必要がある。

5Gの普及支援 ↳ データ流通を支えるインフラ

また、DFFTが目指す世界を実現するためには、例えばデータ流通の基盤となる5G（第5世代移動通信システム）などのインフラの信頼性確保や、AIに代表されるデータを利用するシステムの信頼性確保など、データ流通そのものの制度整備にとどまらない対応が必要となることは言うまでもない。

5Gはいよいよ我が国でも本格的な整備が進みつつあり、2020年8月には、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」を施行した。これは、日本国内における信頼の確保された5

Gシステムの早期普及を支援する法律であるが、対象となる5Gシステムは、安全性・信頼性といった観点に加え、システムを構成する機器ユニットの相互接続性、相互運用性を確保する、オープン性を重視することとしている。これにより、マルチベンダー化が促進され、効率的な5Gシステムの構築が可能となる。5Gシステムのオープン化については、民間主導の取り組みが既に進んでいるが、ベンダーの多様性確保の重要性は各国政府でも認識が高まっており、国際連携によってさらにオープン化の取り組みを広げていくことが重要である。

AIをめぐる国際的議論

また、AIについても国際的な議論が加速している。2019年にはOECDがAI原則を取りまとめ、その後G20でもOECD原則をベースとしたG20 AI原則が取りまとめられた。そして、2020年6月には、原則から実装に国際的な議論を移行することを目的として、「Global Partnership on Artificial Intelligence(GPAI)」が設立され、日本も設立メンバーとして加わった。現在GPAIでは、「責任あるAI」「AIとパンデミック」「データ・ガバナンス」「仕事の未来」「イノベーションと商業化」の5つのテーマについて、各国の専門家による議論が行われている。A

Iに関する議論は、AIのもたらすリスクのみに着目するのではなく、AIやデータに対する信頼性確保と、イノベーション創出の両面のバランスを考える必要がある。引き続き、こうした枠組みにおいて日本から積極的なインプットを行っていくことの意義は大きい。

「コロナ禍において問われる DFFTの真価

これまで述べてきた通り、日本がDFFTを打ち出した2019年から、国際的にも様々な取り組みが進められてきた。しかし、増加するサイバー攻撃や、巨大プラットフォームへの対抗の先鋭化の動きなども含め、データの自由な流通とデジタル保護主義は一進一退の状況であり、引き続き世界を分断に導く力も大きいことは認めざるを得ない。こうした中であつて、今、世界は新型コロナウイルスという人類共通の敵にも直面している。国境を越えて猛威を振るうウイルスに対抗するため、国を越えて迅速にデータを共有しながら適切な対策を進める必要がある、これからがまさにDFFTの真価が問われるときである。企業、研究機関などのあらゆるステークホルダーの皆様とも緊密に連携しながら、DFFT、そして分断ではない豊かな国際社会としてのSociety 5.0を実現するため、関係省庁とともに多角的な取り組みをさらに進めていきたい。

注2) 欧州GDPR(一般データ保護規則)の十分性認定: 特定の国や地域が個人データについて十分な保護水準を確保しているとして、欧州委員会が認めること。

注3) APEC CBPRシステム: APEC域内における個人データ越境移転を円滑にする仕組み。